

平成21年6月12日

## 確認事項

東京地方裁判所（以下「裁判所」という）と司法記者クラブ（以下「記者クラブ」という）は、以下のとおり合意した。

- 1 記者クラブは、裁判員経験者の記者会見について、裁判所の考え方が下記のとおりであることを確認し、記者クラブ主催で記者会見を開催する。記者会見は本来、取材・報道の自由にに基づき、報道機関が自主的に行うものであるが、裁判員制度については、裁判員経験者の負担等に配慮し、当面の記者会見の在り方に関する裁判所の考えを理解する。裁判所は、こうした記者クラブの考え方を理解し、記者クラブ主催の記者会見に協力する。記者クラブと裁判所は、裁判員経験者に対する記者会見の在り方について、協議を続ける。
- 2 上記記者会見は、平成21年6月12日付け事務連絡「裁判員経験者の記者会見について」（以下「本事務連絡」という）に従って行う。
- 3 本事務連絡に記された事項について、運用上の支障が生じた場合は、裁判所と記者クラブとで協議し、改善を講じるものとする。

### 記

#### ① 記者会見についての裁判所の基本的な考え方

取材・報道は、報道機関が主体的に判断し、行うものであるが、法律により守秘義務を負う裁判員経験者が、安心してその体験を語る場として、裁判所が適切に関与した記者会見が望ましい（具体的な実施要領は、本事務連絡のとおり）。

裁判所は、以上のような基本認識に基づき、記者クラブが主催する記者会見に対し可能な協力を行うものである。

#### ② 記者会見に続いて行われる可能性がある補足取材について

裁判所は、取材が個別に行われた場合、裁判員経験者に負担となることを懸念しており、報道機関各社が裁判員経験者から示された意向を十分尊重した取材活動を行うものと理解している。

報道各社が記者会見に続いて補足の取材を希望し、裁判員経験者に対しその意向確認をするというのであれば、裁判所としては、そのような補足取材の申し出があり得ることについても、裁判員経験者に対しあらかじめ説明しておくことになる。その過程で裁判員経験者から補足取材に関し何らかの意向表明がされたときは、その意向を記者クラブ側へ伝える。

#### ③ 冒頭撮影等について

冒頭撮影は、代表取材の方法により、あらかじめ撮影を了解した裁判員経験者を対象とした冒頭2分間の撮影とし、制度開始当初から当面の間、音声の録音は行わないこととする（裁判所が、記者会見では、音声を録音せず、また、生中継放送しないことを求めたのに対し、記者クラブは、制度開始当初においては裁判員の負担等を勘案して、この求めを受け入れる考えを示した）。

音声録音・録画に関する報道各社からの強い希望については、最高裁判所において、実施の状況を踏まえ、裁判員経験者の意見や感想を聞きながら、実現の可能性について、日本新聞協会及び日本民間放送連盟との間で、継続的に検討していく。裁判所は制度開始後、記者会見の実施状況を検討するとともに、最高裁判所と報道機関側との協議の状況を踏まえ、記者クラブとの間で録音・録画とその放送の可能性、実施時期について協議を行うこととする。

#### ④ 守秘義務等について

裁判所は、記者会見に参加する報道各社が、裁判員法を始めとする法令を遵守し、その趣旨を尊重した取材、報道を行うことを前提にして、記者会見への協力を行うものである。したがって、裁判員経験者から、守秘義務違反又は関係者のプライバシー侵害に当たるような発言があった場合には、報道各社は報道を差し控えるものと理解している。

守秘義務等に触れるか否か微妙な発言があった場合には、裁判所としては、裁判員経験者保護のために、その発言の当否について意見を述べる必要があるため、そのために必要な双方の窓口や一定の時間（守秘義務に反するおそれがある理由の説明や裁判所内において検討するための時間を含む）を確保する。

#### ⑤ まとめ

裁判所の基本的な考えは、以上のとおりである。裁判所は、以上のような基本的考えに基づき、記者クラブが主催する記者会見に協力していく。

万が一裁判員に対し、上記の考えと相容れない取材や報道がされ、その結果裁判員経験者に不利益や負担を負わせるような事態が生じた場合には、裁判所としては、記者会見に協力すること自体が困難となる。

なお、記者会見の具体的な在り方は、現実の運用状況に応じて適時適切に見直されるべきものである。裁判所としても、その運用状況を注視し、協力の在り方を検討していく所存である。また、裁判員経験者から報道や取材の在り方について意見や感想が寄せられた場合には、記者クラブに対し、伝えていきたい。


裁判員制度が定着していくためには、裁判員経験者に対する取材が平穏・整然と行われることが必要であり、報道各社には格段の協力をお願いしたい。

以上

(署名欄)

平成21年6月12日

東京地方裁判所 所長

池田 修 

司法記者クラブ常駐社

別添のとおり

(署名欄)

平成21年6月12日

朝日新聞東京本社 社会エディター

[Redacted signature]

クラブキャップ

[Redacted signature]

(署名欄)

平成21年6月12日

毎日新聞東京本社 社会部長

[Redacted signature]

クラブキャップ

[Redacted signature]

(署名欄)

平成21年6月12日

読売新聞東京本社 社会部長

[Redacted signature]

クラブキャップ

[Redacted signature]

(署名欄)

平成21年6月12日

日本経済新聞社 社会部長

[Redacted signature]

クラブキャップ

[Redacted signature]



(署名欄)

平成21年6月12日

産経新聞東京本社 社会部長

[Redacted signature]

クラブキャップ

[Redacted signature]

(署名欄)

平成21年6月12日

東京新聞 社会部長

[Redacted signature]

クラブキャップ

[Redacted signature]

(署名欄)

平成21年6月12日

北海道新聞社 東京支社社会部長

[Redacted signature]

クラブキャップ

[Redacted signature]

(署名欄)

平成21年6月12日

共同通信社 社会部長



クラブキャップ



(署名欄)

平成21年6月12日

時事通信社 社会部長

[Redacted signature]

クラブキャップ

[Redacted signature]

(署名欄)

平成21年6月12日

日本放送協会 社会部長

[Redacted signature]



クラブキャップ

[Redacted signature]

[Redacted name]

(署名欄)

平成21年6月12日

日本テレビ放送網 社会部長

[Redacted signature]

クラブキャップ

[Redacted signature]

(署名欄)

平成21年6月12日

TBSテレビ 社会部長

[Redacted signature]

クラブキャップ

[Redacted signature]



(署名欄)

平成21年6月12日

フジテレビジョン 社会部長

[Redacted signature]

クラブキャップ(代理)

[Redacted signature]

(署名欄)

平成21年6月12日

テレビ朝日 社会担当部長

A black rectangular redaction box covering the signature of the TV Asahi representative.

クラブキャップ

A black rectangular redaction box covering the signature of the Club Captain representative.

(署名欄)

平成21年6月12日

テレビ東京 報道局取材センターニュース編集担当部長

[Redacted signature]

---

クラブキャップ

[Redacted signature]

---